

キャンパス・ハラスメント等調査委員会規則

(設置)

第1条 千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程第9条に基づき、必要があると認める場合は、キャンパス・ハラスメント等防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）は、キャンパス・ハラスメント等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 調査委員会は次の各号を行う。

- (1) キャンパス・ハラスメント及び性暴力等（以下「キャンパス・ハラスメント等」という。）に関する当事者および関係者からの事情聴取、事実関係の調査
- (2) 上記の内容に関する調査報告書の作成
- (3) 調査報告書は、委員会設置の日から3か月以内に、防止対策委員会及び学長に提出するものとする。

(プライバシーの配慮)

第3条 調査委員会は、防止対策委員会から要請された事案への対応に際して、当事者および関係者のプライバシーに配慮し、個人の秘密を厳守しなければならない。

(組織)

第4条 調査委員会は、防止対策委員会が推薦する者のうちから、防止対策委員会委員長が指名する教職員をもって組織する。委員の数は若干名とする。調査委員会に学外の有識者を加えることができる。

- (1) 調査委員会は、防止対策委員会委員長の承認を得て、委員以外の協力を求めることができる。
- (2) 調査委員会の構成は、男性・女性の比率を十分勘案したものとする。
- (3) 調査委員会は、委員の互選により調査委員会委員長を選出する。
- (4) 防止対策委員会が、調査委員会がその任務を終えたものと判断したとき、調査委員会は解散する。

(記録の保管)

第5条 調査委員会は、調査委員会の任務を通じて得られたキャンパス・ハラスメント等の事案に関する情報を記録し、保管しなければならない。

2 記録の保管部署は企画運営課とする。保管期間は長期とする。

附 則

この規則は、平成22年9月6日より施行する。

附 則

この規則は、平成22年12月27日より施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。